

平成 2 5 年

第 8 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 2 5 年 第 8 回 定 例 教 育 委 員 会 日 程

日 時 平成 2 5 年 8 月 2 6 日 (月) 午 前 9 時 3 0 分 から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日 程 第 1 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名
北 嶋 扶 美 子

日 程 第 2 議 案

議 案 第 1 号 辞 職 の 同 意 に つ い て (総 務 課)

議 案 第 2 号 我 孫 子 市 小 中 一 貫 教 育 推 進 委 員 会 設 置 要 綱 の 制 定 に つ い て
(指 導 課)

議 案 第 3 号 我 孫 子 市 教 育 委 員 会 臨 時 的 任 用 職 員 取 扱 要 綱 の 一 部 改 正
に つ い て (教 育 研 究 所)

日 程 第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	辞職の同意について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の制定について	・ ・ ・ ・ 2
議案第 3 号	我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部改正 について	・ ・ ・ ・ 5

議案第 1 号

辞職の同意について

我孫子市教育委員会委員 中村 準 より、平成 25 年 8 月 31 日をもって辞職したい旨の願いが提出されましたので、これに同意を求めます。

平成 25 年 8 月 26 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

辞職願が提出されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定に基づき提案するものであります。

議案第 2 号

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱の制定について

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱を次のとおり制定する。

平成 2 5 年 8 月 2 6 日 提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市立小中学校における小中一貫教育を推進するため、我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱を制定するため提案するものです。

我孫子市小中一貫教育推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市立小中学校における小中一貫教育を推進するため、我孫子市小中一貫教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討し、意見を述べるものとする。

- (1) 小中一貫教育の基本方針及び計画に関すること。
- (2) 小中一貫教育の内容及び課題の整理に関すること。
- (3) その他小中一貫教育の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内幼稚園・保育園の関係者
- (3) 市内小中学校の保護者
- (4) 我孫子市小中学校校長会に属する者
- (5) 我孫子市小中学校教務主任会に属する者
- (6) 子ども支援課に属する職員
- (7) 指導課長

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

(委員長及び副委員長)

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育総務部指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案第 3 号

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部改正
について

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 8 月 2 6 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

臨時的任用職員における新たな職（生徒指導アドバイザー）の設置に伴い
要綱の一部改正をするため提案するものです。

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱（平成元年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第11条関係） （1）臨時職員賃金		別表第1（第11条関係） （1）臨時職員賃金	
職種	時間給	職種	時間給
事務補佐員の項から いじめ・悩み相談員の項 まで 略	略	事務補佐員の項から いじめ・悩み相談員の項 まで 略	略
生徒指導アドバイザー	1,210円		
教育相談員の項から 学芸員の項 略	略	教育相談員の項から 学芸員の項 略	略

附 則

この告示は、平成25年9月1日から適用する。